



日本向け禁制品一覧

■ 受託不可・日本への持込禁止物

- ・パスポート、航空券・宝石、貴金属、貨幣、紙幣、通貨、株券、債券、証券、預貯金通帳等貴重品
- ・危険物（麻薬・武器・拳銃部品・ナイフ・金属製模造刀など）/包丁は可
- ・引火性の有るもの（ヘアスプレーや制汗剤などスプレー缶全般・ライター・マッチ・火薬等）
- ・検疫により規制のあるもの（お米、豆、種子、肉類、肉類を含む加工品、果物、野菜、ドライフルーツ等）
- ・高価な装飾品等ご自身で持参いただきたいもの
- ・海賊版DVD・CD/偽ブランド商品/紙幣、クレジットカードなどの偽造品
- ・わいせつ雑誌、DVD、児童ポルノ等のわいせつ物（データ類含）
- ・ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品（ワニ・ヘビ・リクガメ・象牙・ジャコウ・サボテンなど）※ヘビ革使用の楽器、二胡、胡弓等は事前にご相談ください
- ・向精神薬（処方箋であっても、引越荷物への持ち込みは禁止となります）

■ 輸入が規制されているものについて/別送品申告者1人あたり

- ・コンタクトレンズ（2か月分以内 例：One Day 60枚 x 2(両目)=120枚まで）
- ・処方箋薬（1か月分以内可能、海外の処方箋薬はお手荷物でお持ち下さい）
- ・市販薬（2か月分以内、要詳細記載）
- ・消耗品、化粧品、衛生用品（1つの類別あたり24個まで、要詳細記載）
- ・石鹸（24個まで）
- ・医療機器 1セットまで（CPAP等：事前にご相談ください）

■ 課税対象品について/別送品申告者1人あたり

以下は免税枠です。以下を超過すると、関税が発生します。

- ・お酒（手荷物携行品も含めて 1本760mlが3本まで）
 - ・たばこ（手荷物携行品も含めて）
紙巻たばこ400本or葉巻たばこ100本or加熱式たばこ個装20個(1箱20本相当)まで
 - ・電子タバコ（成人1人あたり1セット、カートリッジなどは1か月分輸入可能）
 - ・香水（2オンスまで/オーデオロン、オードトワレは含まない）
 - ・その他（1点1万円以上、且つ1点もしくは1品目トータル20万円以上のものには課税）
- ※新品（1年以内に購入した商品）が含まれる場合は税関よりレシートの提示を求められる場合がございますので必ず保管ください。

■ 航空便にて梱包不可のもの

- ・リチウムイオン電池内蔵のもの
（タブレット、ノートパソコン・携帯電話・携帯ゲーム機・ダイソン掃除機等充電式のもの）
※充電式のものについては、充電池が取り外せる場合、電池のみお手荷物にて、本体は受託可能です。

■ 航空便にて発送をお勧めしないもの

- ・壊れやすいもの（食器・ガラス製品・電化製品・オーナメント等）
船便に比べて、輸送時の振動、衝撃が大きく、破損の可能性がございます。
- ・お薬(市販薬、処方箋薬) ・食品
日本で購入したもので、メーカー名、商品名、数量を細かく記載が必要です。且つ、通関に時間を要し、配達に遅れが出たり、検査・廃棄費用が発生する恐れがございます。